

「無果汁の清涼飲料水等についての表示」に関する運用基準について

(昭和48年5月9日事務局長通達第6号)
改正 平成3年7月24日事務局長通達第8号
改正 平成13年2月5日事務総長通達第16号

不当景品類及び不当表示防止法第四条第三号の規定に基づく「無果汁の清涼飲料水等についての表示」(昭和四十八年三月二十日公正取引委員会告示第四号)に関する運用基準を左記のとおり定めたので、今後、この基準により適切に処理されたい。

記

「無果汁の清涼飲料水等の表示」に関する運用基準

- 一 告示で対象とする「果実」は、日本標準商品分類による果実とする。
- 二 「果汁」とは、果実を粉碎して搾汁、裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものをいう。
- 三 「商品名等」とは、商品名、説明文その他の文言をいう。
- 四 「果実の名称を用いた商品名」には、「レモネード」、「○○フルーツ」、「フルーツ○○」などと称する商品名を含む。
- 五 告示第一項の「果汁又は果肉が使用されていない旨」および告示第二項の「果汁若しくは果肉が使用されていない旨」の記載は、次の文言の記載とする。
「無果汁」、「果汁を含まず」、「果汁ゼロ」、「果汁0%」
- 六 告示第一項の「果汁又は果肉が使用されていない旨」および告示第二項の「果汁若しくは果肉が使用されていない旨又は……使用されている果汁若しくは果肉の割合」は、次のように記載したものでなければ、「明瞭に記載されていないもの」として取り扱う。
 - (1) 商標または商品名の表示(二箇所以上に表示されている場合は、そのうちでもっとも目立つもの)と同一視野に入る場所に、背景の色と対照的な色で、かつ、一四ポイントの活字以上の大きさの文字で見易いように記載すること。ただし、技術的理由等により、「同一視野に入る場所」に記載することができない場合は、容器上で他の見易い場所に記載するものとする。同様の理由により、容器上に記載することが著しく困難な場合で、あらかじめ公正取引委員会に届け出たときは、王冠または紙栓に記載することができるものとするが、その場合の「無果汁」等の記載の位置は、その中央部分とし、かつ、紙栓をした清涼飲料水等にあつては、フードにも「無果汁」等の記載をするものとする。
 - (2) 告示第一項各号の表示(告示第二項の清涼飲料水等についての表示を含む。)が、内容物、容器等と外箱等との両方にされている場合は、その両方に記載すること。
- 七 告示第一項第三号の表示は、果汁または果肉が使用されているかのような印象(告示第二項の清涼飲料水等の表示にあつては、果汁または果肉が相当量使用されているかのような印象)を与える次に例示するような表示をいう。
 - (1) 清涼飲料水等に、オレンジの果汁と同一または類似の着色がされ、かつ、オレンジ

と同一または類似のかおりまたは味がつけられているもの

(2) 氷菓に、いちごをつぶし牛乳を加えたものと同一または類似の着色がされ、かつ、いちごと同一または類似のかおりまたは味がつけられているもの

八 「僅少量」とは、果実飲料の日本農林規格の別表 3 に定める果実ごとの糖用屈折計示度（加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の基準又は同別表 4 に定める酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の基準に対する割合（以下「糖用屈折計示度の基準に対する割合」という。）で 5%未満の量とする。水を加えて飲用に供する清涼飲料水等にあつては、標準の希釈倍数等により飲用に供する状態にした場合における糖用屈折計示度の基準に対する割合で 5%未満の量とする。

九 果実飲料の日本農林規格に定める測定方法に基づく検査によって、果汁分が検出されない清涼飲料水等は、果汁が使用されていないものとして取り扱う。

十 果実飲料の日本農林規格に定める測定方法に基づく検査又は帳簿書類によって、その糖用屈折計示度の基準に対する割合の数値を証明することができる場合に限り、「果汁若しくは果肉の割合」を百分率で記載することができるものとする。